

整骨院・接骨院

はり・きゅう

あんま・マッサージ・指圧

正しい かかり方

健康保険を使って整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧にかかる場合は、対象となるケースが限定されています。

当健康保険組合では、<整骨院・接骨院><はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧>の正しいかかり方をお知らせするとともに、医療費の適正化へのご協力をお願いしています。



キーワード解説

柔道整復師	ほねつぎ、接骨師とも呼ばれ、柔道整復師法に基づく国家資格が必要です。打撲・ねんざなどの外傷性疾患が主な施術対象です。
あはき師	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の総称。肩こり・腰痛などの慢性症を施術対象とします。
病院と整骨院・接骨院の違いは？	病院では、レントゲン撮影・血液検査などを行ったうえで注射や手術などの治療ができます。一方、柔道整復師は、検査や手術などの医療行為が認められていません。健康保険が使えるといっても、その内容には大きな違いがあります。
施術	病院での「治療」と区別するために整骨院・接骨院等では「施術」といいます。

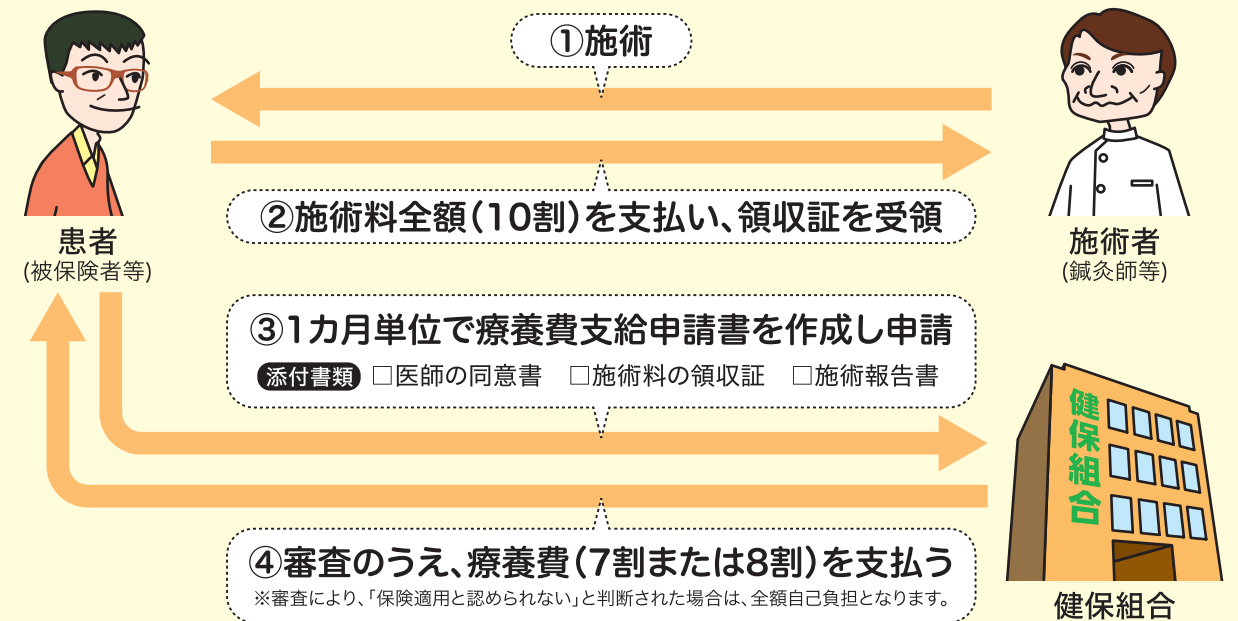
健康保険組合からお問い合わせする場合があります

整骨院・接骨院で健康保険を使ってかかった方に、負傷原因や施術内容や施術年月日などについてお問い合わせをする場合があります。皆さまの大切な保険料を適正に使うため、ご理解とご協力をお願いします。

当健康保険組合では、 はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の療養費の申請方法は 償還払い(立替払い)となっています

従来は、患者が施術者に療養費の受領の代理を承認する「代理受領払い」となっていたのですが、現在は、患者がいったん窓口で費用の全額を支払い、後日健康保険組合に請求し、自己負担以外の部分を療養費として払い戻す「償還払い」(立替払い)になっています。

償還払い(立替払い) 患者が施術所で施術料の全額を支払い、後日健保組合へ療養費を申請する



保険適用となる施術には保険医の同意・再同意が必要です。

2018年10月1日
以降の
新しい同意書を
もらってください。



健康保険を使って整骨院・接骨院にかかるときの**注意**点

負傷原因を伝える

負傷原因が明らかな、外傷性の負傷でないと健康保険は使えません。いつ、どこで、どうしてけがをしたのかを具体的に伝えてください。

例 ゴルフ中に足首をひねった



「療養費支給申請書」の記載内容をよく確認して、記入する

整骨院・接骨院で健康保険を使った場合は、受領委任払いが認められています。支払った金額と自己負担額、日付、負傷名、施術回数、負傷原因、施術内容などをよく確認したうえで必ず自分で氏名などを記入しましょう。白紙の「療養費支給申請書」には絶対に署名をしないようにしましょう。



キーワード解説

受領委任払い

本来は患者がいったん窓口で費用の全額を支払い、後日健康保険組合に請求し、自己負担以外の部分を療養費として払い戻してもらいます(償還払い・立替払い)。

一方で、患者が窓口で自己負担分のみを支払い、残りは柔道整復師が患者の代わりに健康保険組合に請求して療養費を受け取ることができ、これを受領委任払いといいます。

そのため、「療養費支給申請書」の内容をきちんと確認していただく必要があります。

領収証を必ずもらい、保管しておく

柔道整復師には領収証の発行が義務づけられています。後日、医療費通知が届いたら、通知の内容と領収証の内容が異なっていないか確認してください。そのためにも領収証を保管しておいてください。

症状が長引く(3カ月以上)ときは病院に行く

症状がなかなか改善されないときは、医師による治療が必要な疾病の可能性がありま。3カ月以上、整骨院・接骨院で施術を受けても改善しないときは、病院(形成外科など)を受診しましょう。



健康保険の適用になる**施**術・ならない**施**術

整骨院・接骨院

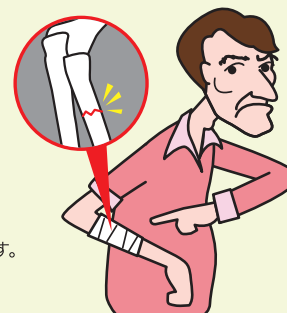
健康保険の適用になる**施**術

負傷原因が明らかな、下記の外傷性の負傷に限ります

- 打撲 ● ねんざ ● 挫傷(肉離れなど)
- 骨折* ● 脱臼* ● ひび(不全骨折)*

整骨院・接骨院で保険適用と判断された**施**術でも、当健康保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用は認められない」と判断した場合は、**施**術料の全額について自己負担となります。

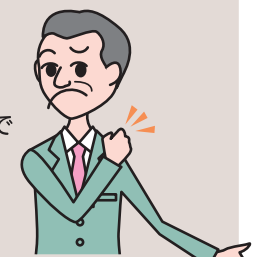
*骨折・脱臼・ひびは、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。



健康保険の適用にならない**施**術

病気などの内科的原因による痛み、原因不明の痛み

- 日常生活による単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- スポーツなどによる肉体的疲労
- 加齢からくる痛み
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同一部位を治療中のもの
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の負傷などによる後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷など



はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧

健康保険の適用になる**施**術

はりきゅう

対象となるおもな疾病

- 神経痛 ● リウマチ
- 頸腕症候群 ● 五十肩 ● 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※慢性病であって医師による適当な治療手段のない場合に限りま。

あんま マッサージ 指圧**施**術

対象となるおもな症状

- 筋麻痺 ● 筋萎縮
- 関節拘縮



健康保険の適用にならない**施**術

- 単に疲労回復や慰安を目的としたもの
- 医師が**施**術に同意していないとき
- 病院でははり・きゅう対象疾病について治療中の場合
- 疾病予防のマッサージなど



保険適用となる**施**術には**保険医の同意・再同意が必要**となります

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の**施**術は、医師が必要と認めて同意した場合に限り、健康保険の適用となります。

保険医(主治医)の診察 ▶ **保険医による同意書(文書)の交付** ▶ **同意書の交付後、**施**術を実施**

※保険適用となる**施**術が可能な期間は6カ月です。6カ月を過ぎた場合は、再同意書(文書)の交付が必要です。

※保険医の同意のある期間に受けた**施**術でも、当健康保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用は認められない」と判断した場合は、**施**術料の全額について自己負担となります。

こんなときは 整骨院・接骨院に健康保険でかかれる? かかれない?

Q

高校時代の野球部のOBが集まって、久しぶりに試合をしました。翌日からひどい筋肉痛に。整骨院・接骨院に健康保険でかかれますか?

A

かかれません。筋肉痛は外傷性の負傷に該当しません。日常生活での肩こりや筋肉痛は健康保険の対象にはなりません。全額自己負担になります。

